令和９年度パートタイム会計年度任用職員（放課後児童支援・支援補助）
採用試験実施要領

令和８年１２月１日

放課後児童クラブで勤務する放課後児童支援（支援員）・支援補助（支援補助員）を募集します。

放課後児童クラブとは、授業の終了後及び長期休暇期間中に、保護者が昼間家庭にいない児童（小学校１年生～６年生まで）を対象として生活指導を行う事業です。

１　採用予定人員　　支援員：若干名
支援補助員：若干名

２　受 験 資 格　　次の各号のいずれかに該当する人

(1)　保育士の資格を有する者

(2)　社会福祉士の資格を有する者

(3)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの

(4)　教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

(5)　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6)　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者

(7)　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8)　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者(注)であって、市長が適当と認めたもの

(注)2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あり、岐阜市の放課後児童クラブ(または他市町の放課後児童クラブ(学童保育))に類似する事業で勤務した経験を有するもの。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

なお、次に該当する人は受験できません。

ア　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　岐阜市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※採用後、岐阜県放課後児童支援員認定資格研修を受講する必要があります。(既に受講し、修了した者は除く。)

受験資格等について

試験に関し、提出いただいた書類への記載内容や口述いただいた内容に虚偽や不正があると採用される資格を失います。

また、採用後に不正が発覚した場合には、採用を取り消します。

こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認について

本業務に従事するにあたっては、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

※「特定性犯罪」の例

不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行など（詳しくは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）をご参照ください)。

３　受　験　手　続

≪申込受付期間≫
令和８年１２月１日（火）から**令和９年１月１３日（水）まで**
平日　午前８時４５分から午後５時３０分まで（※窓口に持参の場合）
郵送の場合は**令和９年１月１３日（水）必着**

(1)オンラインでのお申込みについて
受験申込をオンラインで行う方は、パソコン等から下記URLにアクセスしてください。
https://logoform.jp/form/BcLm/1822117

注意事項
・申込完了後の入力内容変更は受け付けません。
・申込が完了した後、登録したメールアドレスに受験票（申込完了確認メール）が送信されます。
・受験票（申込完了確認メール）は、試験当日に印刷のうえ持参していただく必要があります。
・迷惑メール対策等でドメイン指定を行っている場合、受験票（申込完了確認メール）が届かない場合がありますので、「@logoform.jp」及び「@city.gifu.gifu.jp」のドメインからのメールが届くよう受信設定してください。
ドメインの設定方法は各社にお問い合わせください。
・インターネット環境がない等の理由でやむを得ずオンライン申込ができない場合は、窓口または郵送にてお申込みください。

申込フロー（オンライン）

「パートタイム会計年度任用職員（放課後児童支援・支援補助）募集（令和９年４月１日）採用」へアクセス

↓

記載例を参考に、必要事項の記入、顔写真の添付を行い、「確認」ボタンをクリック
※入力内容の一時保存はできませんので、事前に準備して入力画面に進んでください。
＜入力事項＞
・氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
・メールアドレス
・顔写真（ファイル形式：JPG、PNG、BMP）
・学歴、職歴等
・資格免許
・志望動機
・自己PR

↓

入力内容に誤りがなければ、「回答」ボタンをクリック
※申込完了後の内容変更はできませんので、誤りがないか必ず確認してください。

↓

記入したメールアドレスに届く「申込完了確認メール」を確認
※メールが届かない場合は、社会・青少年教育課へお問い合わせください。

↓

「申込完了確認メール」が受験票になるため、印刷のうえ試験当日に持参
※集合時間については、「申込完了確認メール」送信後、別途お知らせします。

(2)窓口または郵送でのお申込みについて

申込先・問合わせ先　岐阜市教育委員会　社会・青少年教育課
〒５００－８７０１　岐阜市司町４０番地１　岐阜市役所１８階
電話（０５８）２１４－２３６８（直通）

申込方法
ア　申込書に必要事項を記入し、上記申し込み先へ持参又は郵送してください。
イ　申込書を郵送する場合は、
① 封筒の表に**「放課後児童支援・支援補助採用試験」と朱書**し、必ず**簡易書留郵便**にしてください。
② 折り返し受験票を送付しますので、**返信用封筒（住所・氏名を記入し、１１０円切手を貼ったもの）を同封**してください。

４　採用試験

(1) 実施日　**令和９年１月２３日（土）午前**
集合時間は申込受付後にお知らせします。

(2) 試験会場　**岐阜市役所内（会場は申込受付後にお知らせします）**

(3) 試験方法　◆面接試験
・個人面接
・１人１０分程度

(4) 注意事項　・窓口もしくは郵送で申し込まれた場合、受験票には、申し込み前６か月以内に撮影した写真（上半身・無帽・正面前向き、縦４㎝・横３㎝）を貼って、**試験当日に必ず持参してください。（申し込みの際は、写真を貼らないこと。）**

(5) 結果発表　令和８年１月２９日（金）発送予定
（受験者全員に結果を通知します。）

５　健康診断書の提出

(1) 提 出 方 法　　合格者は健康診断を受診（自己負担）していただき、社会・青少年教育課へ提出していただきます。
なお、詳細については、合格者に通知します。

(2) 締　切　日　　令和９年２月１２日（金）

６　勤 務 条 件　（令和８年度実績　令和９年度は変更になる場合があります。）

	支 援 員	支援補助員
職 務 内 容	放課後児童健全育成事業業務の 生活指導等に関する業務	支援員の指示に基づく 放課後児童健全育成事業業務の補助
勤　務　日	原則として、土（土曜授業日を除く）・日・祝日を除く日（年間約２５０日）	
勤 務 時 間	別表１参照	
休 暇 制 度	年次有給休暇、病気休暇有り（要綱による）	
報　　酬	【区分 A】 月額 147,100 円（午後 6 時 15 分まで） 【区分 B】 月額 178,100 円（午後 7 時 15 分まで） 期末手当　2.525 か月分 勤勉手当　2.125 か月分 ※次年度以降継続して任用された場合勤務成績等により昇給あり(2 回まで) ※期末・勤勉手当は、所定の基準に従い支給（初年度や在職期間により異なる） ※通勤に要する費用弁償あり	【区分 A】 月額 101,500 円（午後 6 時 15 分まで） 【区分 B】 月額 128,600 円（午後 7 時 15 分まで） 【区分 C】 月額 54,200 円 （午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分または午後 4 時 15 分～午後 6 時 15 分まで） 期末手当　2.525 か月分(区分 C を除く) 勤勉手当　2.125 か月分(区分 C を除く) ※期末・勤勉手当は、所定の基準に従い支給されます。(初年度や在職期間により異なります。) ※通勤に要する費用弁償あり
福 利 厚 生	有給休暇あり 健康保険・厚生年金保険あり 雇用保険・労災保険あり	有給休暇あり 健康保険・厚生年金保険なし 雇用保険なし、労災保険あり ※区分 B のみ健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり
採　用　日	令和９年４月１日	
勤 務 場 所	岐阜市立の小学校、児童館、公民館など	

別表１　勤務時間　（令和８年度実績　令和９年度は変更になる場合があります。）

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>支　援　員</th><th>支援補助員</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平日</td><td>通常勤務時間</td><td>【区分A】
午後１時30分～午後6時15分
（4時間45分）
【区分B】
午後１時30分～午後7時15分
（5時間45分）</td><td>【区分A】
午後2時30分～午後6時15分
（3時間45分）
【区分B】
午後2時30分～午後7時15分
（4時間45分）
【区分C】
午後2時30分～午後４時30分
または
午後４時15分～午後６時15分
（それぞれ２時間）</td><td rowspan="4">・左記の勤務時間の内、通常勤務時間以外の勤務がある場合は、規定に基づき、時間外手当を支給する。
・研修会は年3回開催</td></tr>
<tr><td>始・終業式</td><td colspan="2">午前１０時頃～午後６時１５分（～午後７時１５分）</td></tr>
<tr><td>卒　業　式</td><td colspan="2">午前９時頃～午後６時１５分（～午後７時１５分）</td></tr>
<tr><td>研　　修</td><td colspan="2">午前９時３０分～午前１１時　※研修後には通常勤務あり</td></tr>
<tr><td>長期</td><td>春・夏・秋・冬
休　み</td><td colspan="2">午前８時～午後６時１５分（～午後７時１５分）</td><td></td></tr>
</table>

７　試験会場

岐阜市役所

〒５００－８７０１　岐阜市司町４０番地１
電話（０５８）２６５－４１４１（代表）
公共交通機関
・岐阜バス　金華橋通り「市役所・メディアコスモス西」または
　　「市民会館・裁判所前」下車
　　長良橋通り「市役所・鶯谷高校口」下車

※試験に関するお問い合わせは社会・青少年教育課までお願いします。